

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)

(内閣府27-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用				担当部局名	大臣官房公文書管理課	作成責任者名	公文書管理課長 森丘 宏				
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。				政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施						
達成すべき目標	公文書管理制度の推進により、行政文書等の適正文書管理を図るとともに、公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を図る。				目標設定の考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	政策評価実施予定時期	平成29年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 行政機関において管理する行政文書ファイル等の移管又は廃棄の措置(レコードスケジュール)の設定状況 →当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合(%)。	59.6%	平成23年度	90%	平成28年度	対前年度 比増 (83.5%)	-	-	90.0%	-	-	-	公文書等の管理に関する法律第5条第5項において、行政機関が作成・取得した行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 移管・廃棄の判断を早期に設定することは、行政文書ファイル等の内容を熟知している当該ファイル等の作成・取得者が判断に関与することが期待される。レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等の割合を向上させることは、行政文書等の誤廃棄の防止や歴史公文書等の確実な移管を促進し、達成すべき目標として設定している行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施に資するものと考えられる。このようなことから、測定指標を「当該年度末時点において管理する全行政文書ファイル等のうち、レコードスケジュールを設定した行政文書ファイル等数の割合」とした。 レコードスケジュールの早期設定の定着をさらに促進するとともに、想定していなかった要因によりファイル数が大幅に増減した場合などであっても高水準の設定割合を維持することを目指し、次期内閣府本府政策評価基本計画の計画期間の最終年度となる平成28年度に設定割合を90%以上とすることを目標とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 公文書管理推進経費(平成24年度)	2の内数	2の内数	2の内数	2	1	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正文書管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。					0001	
(2) 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)	14(13)	13(11)	47(36)	50	-	憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行うとともに、公文書管理法施行後5年(平成27年度末)の見直しに向けて制度の在り方について調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。					0002	
施策の予算額・執行額	16(13)	15(11)	49(36)	52	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-2(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 三浦健太郎						
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進								
達成すべき目標	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。				目標設定の考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。		政策評価実施予定時期	平成28年8月					
測定指標	基準値	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 重要施策に関する広報理解度(テレビ)	77.9%	平成24~26年度の平均	基準値以上	平成27年度	—	78.5%	77.9%							・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・放送媒体の主要メディアであるテレビにおける広報理解度を指標とし、具体的にはビデオリサーチ社発行の「テレビコマercialカルテ」における「内容理解度(CM認知者ベース)」の、過去三年間の実績平均を上回ることを目標とする。
2 重要施策に関する広報理解度(新聞)	77.5%	平成24~26年度の平均	基準値以上	平成27年度	—	81.5%	77.5%							・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。 ・出版媒体の主要メディアである新聞における広報理解度を指標とし、具体的にはJ-MONITOR調査による広報理解度の、過去三年間の実績平均を上回ることを目標とする。
3 ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	29,181,969	平成26年度	対前年度600,000ページビュー増	平成27年度	—	19,801,855	29,781,969							・インターネットメディアの発展等の新たな環境変化に対応した広報を行い、その成果を把握・次期広報に適切に反映させていくため、インターネット媒体における測定指標を設定する。 ・政府広報の基幹媒体(政府広報におけるすべての広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)である、ウェブサイト「政府広報オンライン」における年度間の総ページビュー数を測定指標とする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度										
(1) 放送諸費(昭和24年度)	619(810)	491(656)	505(262)	505	1	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビCMスポット及びラジオ定時番組の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・テレビCMスポット及びラジオ定時番組などの放送媒体は、幅広い年齢層へ訴求が可能であるとともに、視覚、聴覚などの人間の感覚に直接訴えるものであることから、広報内容をわかりやすく伝えることが可能である。この結果、理解度、満足度ともに高く、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。						0003		
(2) 出版諸費(昭和24年度)	2,122(2,037)	2,122(1,881)	2,183(2,801)	2,172	2	・政府の重要施策について、新聞、雑誌等の活字媒体を使い、効果的・効率的な広報を実施する。 ・国民各層が幅広く接触し、情報信頼度の高い新聞や、年齢層・性別・関心度などによりセグメントされたメディアである雑誌などの出版媒体を活用し、それぞれの特性に応じた、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。						0004		
(3) 事業諸費(昭和24年度)	640(520)	609(678)	1,730(1,360)	1,743	3	・政府の重要施策に関する広報を、インターネットやモバイル等のテキストや動画により、効率的・機動的・重点的に実施する。 ・各種メディアを効果的・効率的に使用することで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。						0006		
(4) 政府広報ホームページ事業諸費(平成14年度)	126(122)	161(148)	114(105)	114	3	・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報をわかりやすく提供するため、「政府広報オンライン」(文字情報)及び「政府インターネットテレビ」(動画情報)等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施するものである。 ・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。						0007		
(5) 東日本大震災からの被災地の復興に向けた情報提供(平成24年度)	251(251)	218(217)	224(224)	198	1.2	・被災地の復興に向けて、生活再建や事業再建等、被災者が必要とする情報を提供するために、政府の復興施策等について被災地を中心に広報を実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な政府広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。						—		
(6) 戦略的広報経費(国内)(平成25年度補正)	—	1,001(1,008)	—	—	1.2,3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。						0008		
(7) 戦略的広報経費(国内)(平成26年度補正)	—	—	1,020(1,018)	—	1.2,3	・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。 ・各種メディアを活用した効果的・効率的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力促進に寄与する。						0008		
施策の予算額・執行額	3,757(3,741)	4,602(4,589)	5,777(5,769)	4,732	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						—			

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-3(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官 金子正志				
施策の概要	親日感の醸成等を通じて、我が国のグローバルな活動を推進するため、また、最近の我が国の領土・主権を取り巻く情勢等を踏まえ、国際社会において事実関係に関する正しい理解や、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進						
達成すべき目標	政財官学のオピニオンリーダー等をはじめとして、国際社会において事実関係に関する正しい認識と我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透				目標設定の考え方・根拠	対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、親日度・知日度の変化を検証	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値									
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 我が国に対する理解度	37.6%	26年度	45.0%	32年度	-	-	38.8%	-	-	-	45.0% (32年度)	・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層(注:20~60代の大学卒業以上、世帯年収10万米ドル以上。ただし、行政・広告業・調査業関係者は除く。)の、我が国に対する理解度を測定指標とする ・目標値については、平成26年度と同様にCM出稿などの取り組みを継続し、東京オリンピックのある2020年(平成32年)までに理解度45%を達成するとした
2 我が国に対する好感度	52.0%	26年度	60.0%	32年度	-	-	53.3%	-	-	-	60.0% (32年度)	・国際広報が日本に対する理解度・好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する好感度を測定指標とする ・目標値については、上記と同じく、CM出稿などの取り組みを継続し、平成32年までに好感度60%を達成するとした
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レ ビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 重要事項に関する戦略的 国際広報諸費 (平成26年度)	-	-	1,509	3,603	1・2	対象地域や対象層を見定めつつ、官邸を司令塔として民間の力(メディア等)も活用し、あらゆる広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。					0010	
(3) 対外広報諸費 (昭和24年度)	398 (394)	350(346)	294	-	3	海外向け広報として、平成19年度から電子媒体による月刊英字誌『Highlighting JAPAN』を発行。『Highlighting JAPAN』は、海外に向け、我が国に対する正しい理解と協力を得るため、政府全体の立場から政府の重要施策を紹介することを目的とする唯一の媒体である。このほか、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、他省庁とも連携しながら海外メディアにおける広告などを適宜実施している。					0005	
(2) 国際世論対策諸費 (平成25年度)	-	500(495)	-	-	1・2	これまでの我が国の取組及び現在の我が国の重要政策・課題に関して、国際社会に対して戦略的かつ効果的に情報発信を行う。具体的には、外部専門家による調査・分析等、情報発信資料の作成等、国際シンポジウム等の実施、インターネット上での広報等を、各府省と連携し、役割分担を図りながら実施					-	
(3) 戦略的広報経費(国際) (平成26年度補正)	-	-	601	-	1・2	アベノミクスに対する国際的な信頼を確保するため、総理外遊時のイベントや海外テレビCM、SNS広告等を使用した拡散、効果測定等を行う。					0009	
(4) 戦略的広報経費(国際) (平成25年度補正)	-	282(264)	532	-	1・2	国際社会への日本の発信力を強化するため、官邸を司令塔として、民間の力も活用し、あらゆるツールを用いた広報を実施(平成26年度に繰越し、事業実施。調査等についても平成26年度実施予定)					0009	
施策の予算額・執行額	-	1132	2,936	3,603	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	戦略的対外発信:特に、戦略的対外発信については、真に日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信に向けて海外の広報文化外交拠点の創設を官民の知的拠点も活用し、広報文化外交や日本語教育の推進などにより、その取組を強化する。(「経済財政運営と改革の基本方針2014」平成26年6月24日閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-4(政策2-施策③))

施策名	世論の調査				担当部局名	大臣官房政府広報室	作成責任者名	参事官事務代理 太田 哲生				
施策の概要	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表、国政モニター制度により、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見・要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。				政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進						
達成すべき目標	・「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省との連携を強化する。 ・国政モニター制度により国民の意見・要望等を的確に把握し、速やかに関係府省に提供する。				目標設定の考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。	政策評価実施予定時期	目標未達成時				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
各府省の審議会・白書など1での世論調査結果引用回数 の対調査件数比	2.2 (39件)	26年度	1.0以上 (27年度調査件数 19件)	27年度	1.0以上 (17件)	1.0以上 (18件)	1.0以上 (19件)					世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。 なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 世論調査等諸費 (昭和22年度)	158 (145)	158 (155)	160 (152)	160	1	・世論調査の実施、国政モニター制度の運営及び国民対話の実施 ・科学的な方法による公正な世論調査の実施等で世論を把握することにより、政府等にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報を提供し、もって政府施策の企画立案等に寄与する。					0011	
施策の予算額・執行額	158 (145)	158 (155)	160 (152)	160	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						—	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-5(政策3-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理とその周知・広報				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官(予算編成基本方針担当)渡邊 輝				
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。また、上記の我が国の政府調達苦情処理手続について、関係省庁等で開催される政府調達セミナー等においてパンフレットを配布すること等により、制度の周知を図るとともに、ホームページにおいて、苦情処理体制・制度の内容や委員会における苦情申立ての検討結果等を公表している。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	政府調達苦情申立てに対して適切に対応するとともに、政府調達セミナー等を通じて積極的に制度周知を行う。				目標設定の考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。		政策評価実施予定時期	測定指標1について、0件でなかった年度の翌年度の8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数	0件	26年度	0件	-	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、委員会による検討中または検討後であっても、同様の政府調達案件について裁判に提訴することが可能である。政府調達に関する具体的な苦情を受付・処理することを通じて、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図るという政府調達苦情処理体制の目的に鑑みると、裁判と異なる趣旨の判断が下された件数は0件であることが望ましい。このことから当該指標を設定した。
2 HPへのアクセス件数	3年間の平均値(28,212件)	24~26年度	27~29年度の平均値が過去3年間の平均値(28,212件)以上	27~29年度	前年度比増(45,378件)	前年度比増(29,354件)	前年度比増(23,402件)	27~29年度の平均値が過去3年間の平均値(28,212件)以上		-	-	政府調達に係る苦情処理についての周知・広報活動の結果を測定する指標としてHPへのアクセス件数が適当である。また具体的な目標値については、アクセス件数が苦情申立ての有無によって大きく変動するので24~26年度の平均値以上とした。
参考指標	年度ごとの実績値											参考指標の選定理由
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
1 苦情処理件数	0件	1件	0件	0件	1件	0件	2件	1件	2件	0件	2件	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
政府調達苦情処理の推進に必要な経費(平成8年度)	3(1)	3(-)	3(2)	3	1,2	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。 また、政府調達苦情処理体制を紹介する広報パンフレットの作成及びHPへの制度内容・苦情申立て検討経緯の公表、また「政府調達セミナー」(外務省主催)等への参加を通じて、苦情処理体制の周知を行う。 					0014	
施策の予算額・執行額	3(1)	3(-)	3(2)	3	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			-				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-7(政策3-施策③))

施策名	道州制特区の推進				担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	道州制特区担当室 参事官 渡邊 輝				
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的議論の進展を図る。				目標設定の考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数 (平成27年度までに10件以上)	10件	22年度	10件以上(累計)	27年度	-	10件以上(累計)	10件以上(累計)	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、法律及び基本方針に基づき、国からの事務・事業の移譲を進める仕組みである。 上記目標の達成状況を確認するため、政策評価における定量的な測定指標として、国からの事務・事業の移譲件数(累計)である10件を最低限の目標として設定。現在の道州制特別区域基本方針では計画期間を27年度までとしているため、測定指標についても27年度を区切りとして設定している。 特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案に基づき、国からの事務・事業の移譲を行うため、北海道から提案が提出され、かつ提案の内容が権限移譲を目的としたものであることが必要となる。現在国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数が10件であることから、「10件以上」と設定する。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 制度の評価の実施	実施		27年度		道州制特別区域基本方針(閣議決定)において、計画期間満了時の評価を定めているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 道州制特区の推進に必要な経費(平成18年度)	2 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.3)	1	2	将来の道州制導入の検討に資するため、今までに移譲した事務・事業等のフォローアップ調査等を行うもの。	0016					
施策の予算額・執行額	2 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.3)	1	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-8(政策3-施策④))

施策名	サービス業の生産性向上の推進					担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官 河西康之			
施策の概要	サービス産業のうち生産性向上の潜在可能性が大きく、かつ、雇用等の社会的重要度が大きい分野について、生産性改善のためのモデル創出・標準化を通じた優良事例の横展開を図る。					政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進					
達成すべき目標	優良事例を創出し、そのノウハウの横展開を図り、サービス業の生産性改善を図る					目標設定の考え方・根拠	一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策(平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定)	政策評価実施予定時期	平成29年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 横展開のためのマニュアル・事例集の創出数	—	—	5以上	28年度	—	—	—	5以上	—	—	—	生産性改善には、横展開するノウハウのベースとなるモデル事例の創出が必要。そこから得られるノウハウを横展開するためのマニュアル・事例集の数を測定指標とした。マニュアル・事例集は、生産性向上の潜在可能性が大きく、かつ、雇用等の社会的重要度が大きい分野として、小売業、飲食業、宿泊業、介護、道路貨物運送業の5分野を想定しており、分野ごとに異なる編集方法で作成するため、目標値は、合計5以上とした。
2 横展開のためのセミナー等に参加した事業者数	—	—	2,000	28年度	—	—	—	2,000	—	—	—	ノウハウが横展開されるためには、マニュアル・事例集が活用されることが重要。そのため、マニュアル・事例集を横展開するセミナー等に参加した事業者数を測定指標とした。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度			
1 モデル創出に取り組んだ事業者数	-		-		-		-		-		優良事例を創出するために、モデル的に業務改善・生産性向上に向けたコンサルティングを事業者に対して実施することとしているため参考指標とした。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
サービス業の生産性向上 (1) 推進に必要な経費 (27年度)	—	—	—	1200 ※補正計上。28年度へ明許繰越	1	サービス産業の各分野において、事業者を事業形態・規模等によって類型化し、その代表的な事業者においてモデル的に業務改善・生産性向上に向けたコンサルティングを実施し、そこから得られたノウハウ・知見をマニュアル等にとりまとめる。モデル事例から得られたノウハウをセミナー等を通じて横展開する。					-	
施策の予算額・執行額	—	—	—	同上	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)					-		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-9(政策4-施策④))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 村田 有				
施策の概要	・民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的を実施。 ・国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を踏まえた民間資金等活用事業の一層の推進				目標設定の考え方・根拠	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成25年9月20日閣議決定)において、官民が適切に連携しつつ、民間にとって魅力的な事業を推進することとされたため。		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 PFI事業件数	446件	25年度	対26年度比増	27年度	-	対25年度比増	対26年度比増	-	-	-	-	PFIの推進を測定するため、PFI事業件数を測定目標とする。
					446件	489件	-	-	-	-	-	
2 地方公共団体へのPFI専門家派遣件数	34件	25年度	対26年度比増	27年度	-	対25年度比増	対26年度比増	-	-	-	-	PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として、PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣する。
					34件	25件	-	-	-	-	-	
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 PFI事業費	3.7兆円	3.8兆円	4.2兆円	4.3兆円	4.5兆円	PFIの推進を測定する際の参考とするため、PFI事業費を参考指標とする。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年行政事業レビュー事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
民間資金等活用事業調査(1)等に必要経費(平成13年度)	46(30)	96(82)	98(65)	140	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の推進を図るため、制度改善に係る調査、新制度の広報等を実施。 ・PFI事業の推進のための地方公共団体等に対する支援策として下記を実施。 地方公共団体へのPFI専門家の派遣:PFIに関する事例紹介や助言を行うためPFIの専門家を派遣。 ワンストップ窓口の設置:内閣府に実務経験者を配置し、PFI事業の実務に関するアドバイス等の支援を行う。 ・地域と投資家の双方にとって魅力や価値があるPFI事業を推進するため、これらについて検討しようとしている地方公共団体等から具体的な案件を募集し、地方公共団体等が行うPFI事業実施に向けた調査の検討に対する支援を行う。具体的には、PFI事業に関して実績のある民間コンサルタント会社に委託して、地方公共団体等の案件形成に対する支援を行う。 ・地方公共団体におけるPPP/PFI事業の案件形成機能の強化・充実を図るため、地域人材育成を行う官民連携による地域プラットフォームの形成促進、地方公共団体のスキル・ノウハウを共有するためのネットワークづくり等を支援する。 	0017					
施策の予算額・執行額	46(30)	96(82)	98(65)	140	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説「民間投資の喚起による経済成長の実現のため、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの実行を加速してまいります。」						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-10(政策3-施策⑥))

施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 新田 敬師				
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。				目標設定の考え方・根拠	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)	政策評価実施予定時期	平成28年3月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 対象事業数に占める新プロセス等への移行割合	8%	25年度	34%	28年度	—	17%	26%	34%	—	—	—	公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、内閣府の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標が概ね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。 そのため、良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するための指標として、現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後も対象事業数が増加していく中で、監理委員会の充実した審議を可能とするため、継続的に達成すべき水準として平成28年度までに34%としたものである。
2 当該年度における新プロセス等への移行割合	28%	25年度	30%	27年度	—	30%	30%	—	—	—	—	上記1の目標を達成し、良質かつ低廉な公共サービスの実現を図るためには、各年度において新プロセス等への移行を推進する必要があることから、当該年度に評価を行った事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合が3年平均で30%を上回ることを目標値として設定した。 ※平成27年度事前分析表策定時には上記のとおり26～28年度の3年間の平均値が30%を上回ることを目標としていたが、その後、政策評価実施予定時期を早めたことにより、目標値を改めた。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
競争の導入による公共(1)サービスの改革の推進に必要な経費(平成18年度)	27(18)	22(16)	20(15)	18	1	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。					0018	
施策の予算額・執行額	27(18)	22(16)	20(15)	18	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		経済財政運営と改革の基本方針について(平成26年6月24日閣議決定)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-11(政策4-施策⑥))

<p>施策名</p>	<p>市民活動の促進</p>				<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済社会システム担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官 岡本 直樹 参事官 元野 一生</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>						
<p>達成すべき目標</p>	<p>1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、ノウハウ移転を受けた中間支援機能の強化を図ることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>1. 特定非営利活動促進法の運用が基幹業務であるため。なお、本法は平成24年4月に改正がなされたことから、基本的には平成25年度を目標の基準値としている。 2. 地域課題の複雑化や多様化に対応するためには、NPO等団体のマネジメント層や中間支援組織は、専門的知識が求められるため。 3. 被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営ノウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>1 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数</p>	<p>398法人</p>	<p>25年度</p>	<p>対前年度比増</p>	<p>27年度</p>	<p>25年度 対前年度比増</p>	<p>26年度 対前年度比増</p>	<p>27年度 対前年度比増</p>	<p>28年度</p>	<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>制度周知の結果として、認定法人制度による認定(仮認定)特定非営利活動法人の認定数を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。</p>
<p>2 内閣府NPOホームページのアクセス数</p>	<p>2,005,613</p>	<p>26年度</p>	<p>対前年度比増</p>	<p>27年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>対前年度比増</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。適宜、世論調査を実施し、国民の理解の浸透度を測ることとしている。</p>
<p>測定指標</p>	<p>基準</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標</p>	<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>3 参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数</p>	<p>市民活動の担い手の運営力強化</p>	<p>265年度</p>	<p>5団体/5団体</p>	<p>27年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>5団体/5団体</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定。 平成27年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(経営戦略)」について、参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数を測定することとし、参加した5団体全てについて課題解決能力の向上が見られることを目標とした。</p>

4	NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進	NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の制度創設	25年度	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び公表、活用	27年度	-	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び県等への通知、活用	-	-	-	-	「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、当該事業の実施状況の分析、検証等の適切な実施及び県等への通知を設定。さらに、検証の成果物を公表するとともに、復興支援事業の研修等で活用することを検討する。
						NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業の制度創設	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
市民活動の促進に必要な(1)経費 (平成10年度)	125 (77)	123 (84)	130	131	1~4	<p>1. 2. 市民活動の主要な担い手である特定非営利活動法人の活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組み等を引き続き整備する。 【1、認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の増加数(基準値:398法人) 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:2,040,7202,005,613】</p> <p>3. 共助社会づくりを進めるにあたって大きな役割を担うとされているNPO等が、自立・安定して活動していくためには、寄附などの資金集めやネットワークの構築等に関するノウハウを学ぶための中間支援の方法などを調査し、実際の活動における有効性等を実証・検証するとともに、その結果を「全国報告会」の開催を通じて共有し、中間支援組織の育成・連携強化に繋げていく。また、NPO等の活動の継続と自立、基盤強化を図る。</p> <p>4. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施する。これにより、NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p>	0019
施策の予算額・執行額	125 (77)	123 (84)	130	131	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「市民活動の推進については、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-12(政策4-施策⑦))

施策名	担い手の育成を通じた復興・被災者支援の推進				担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 元野 一生				
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。				政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進						
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。				目標設定の考え方・根拠	被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは設立後間もなく経営ノウハウが不足していたり、財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。	政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	78.8	26年度	70点以上 (3県の平均値)	27年度	-	70点以上 (3県の平均値)	70点以上 (3県の平均値)	-	-	-	-	・当該事業で各県が実施する講習会において実施する考査により施策の効果を評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・平成27年度事業において3県が掲げる目標値(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。
2 本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	59団体	26年度	57団体	27年度	-	60団体	57団体	-	-	-	-	・当該事業において、支援活動を行うNPO等間のネットワークが形成されることにより、NPO等の運営力の強化が図られることから、当該項目を測定指標として設定。 ・平成27年度事業における3県の採択予定件数(事前の聞き取りによる)を参考として目標値を設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業(平成25年度)(関連:27-11(政策4-施策⑥))	-	260 (249)	247	234	1,2	・3県が、中間支援組織等を通じた個別のNPO等の基礎的能力向上を目的とした講習会や個別指導を実施。当該事業によって、より多くのNPO等の基礎的能力の強化が図られることにより、被災3県等における継続的な復興・被災者支援の推進に寄与。 ・復興・被災者支援(3県から他県に避難されている方々への支援を含む)等のうち、NPO等の運営力強化を図ることとする人材育成やネットワークの形成等に係る先駆的な取組に対して3県を通じて支援を実施。当該事業で、NPO等の実践的な活動がより多く実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。					復興庁0015	
施策の予算額・執行額	-	260 (249)	247	234	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-13(政策3-施策⑨))

<p>施策名</p>	<p>内外の経済動向の分析</p>				<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(経済財政分析担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(総括担当) 村山 裕 参事官(地域担当) 堤 雅彦 参事官(海外担当) 横山 直</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>内外の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月1回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年1回、我が国経済・財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年1回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。 ・「景気ウォッチャー調査」…毎月1回、全国11地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、公表。 ・「地域経済動向」…四半期に1回、全国11地域の経済動向について取りまとめ、公表。 ・「地域の経済」…毎年1回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表。 ・「世界経済の潮流」…毎年2回、海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、公表。</p>				<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>経済財政政策の推進</p>								
<p>達成すべき目標</p>	<p>毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。 また、「年次経済財政報告」、「日本経済」、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」を作成し公表する。 以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国内外への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>月次で景気動向を把握していく(「月例経済報告」、「景気ウォッチャー調査」とともに、経済の構造面にまで踏み込んだ総合的な分析等を実施(「年次経済財政報告」、「日本経済」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」)し、国民各層への情報提供を行う。 (参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>						
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>1 報道の状況</p>	<p>毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された</p>	<p>平成26年度</p>	<p>月例経済報告について、毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>平成27年度</p>	<p>25年度 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>26年度 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>27年度 毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度 -</p>	<p>30年度 -</p>	<p>31年度 -</p>	<p>我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>		
<p></p>	<p>月平均5紙</p>	<p>平成26年度</p>	<p>景気ウォッチャーについて毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>平成27年度</p>	<p>-</p>	<p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>		
<p></p>	<p>半年平均4紙</p>	<p>平成26年度</p>	<p>世界経済の潮流について、半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載</p>	<p>平成27年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。</p>		
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>-</p>	<p>半年平均4紙</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p></p>		

2	ホームページのアクセス件数	472,328	平成26年度	対前年度並以上	平成27年度	-	-	対前年度並以上	-	-	-	-	内外の経済動向の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。下記の参考指標の合計アクセス件数で評価を行う。
						-	472,328		-	-	-	-	
3	部局ホームページの満足度 ※ヒアリング調査	4.2/5	平成26年度	平均満足度が平成27年度調査の満足度以上	平成27年度	—	—	4.2/5以上	-	-	-	-	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が分かりやすく周知されているかを測る指標として設定。学識経験を有する者等に「ホームページの使いやすさ」についてヒアリングを行い、5段階で評価してもらう。
						—	4.2/5		-	-	-	-	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由	
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
1	月例経済報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	357,448	192,392	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2	年次経済財政報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	30,309	30,031	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3	日本経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	4,079	2,296	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4	景気ウォッチャー調査の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	52,985	63,502	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
5	地域経済動向の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	11,485	11,999	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
6	地域の経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	1,513	1,201	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
7	世界経済の潮流の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	-	-	-	14,509	11,043	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円) 27年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度				
(1) 国内の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	48 (38)	47 (43)	48	86	1.4.5.6.11	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範囲かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。	020
(2) 国内の経済動向に係る産 業及び地域経済の調査等 に必要な経費 (平成12年度)	123 (116)	122 (114)	126	141	2.7.8.9	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。	021
(3) 海外の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)	35 (34)	34 (32)	35	36	1.3.10	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。	022
施策の予算額・執行額	206 (188)	203 (189)	209	263	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	月例経済報告等に関する関係関係会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-14(政策5-施策①))

施策名	国家戦略特区の推進					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 塩見 英之			
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。					政策体系上の位置付け	地方創生の推進					
達成すべき目標	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。					目標設定の考え方・根拠	国家戦略特別区域法第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	50	平成26年度	225	平成32年度	-	50	-	-	-	-	200	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 国家戦略特区の第1弾の区域指定が行われた平成26年度の1年間において、認定された区域計画の事業数は総計50に上ったところ。集中取組期間内である平成27年度は、初年度と同じ事業数(50件)の認定を目指し、集中取組期間終了後の各年においては、1年あたり、集中取組期間の半分の事業数(25件)の認定を目指す。 (*)平成26年度が始まる時点で、具体的な区域及び区域計画が定まっていなかったため、目標等を設定していない。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)	-	-	-	-	1	国家戦略特区では、大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図る。実現した規制の特例措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。					-	
(2) 税制上の支援措置 (平成26年度)	-	-	-	-	1	即時償却を含む設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例等の税制上の支援措置の活用を図ることで、目標達成を目指す。					-	
(3) 国家戦略特区の推進に必要な経費 (平成26年度)	-	-	178 (7)	271	1	国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図ることで、目標達成を目指す。					0023	
施策の予算額・執行額	-	-	178 (7)	271	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		「日本再興戦略」改訂2014(平成25年6月24日閣議決定) 第一Ⅲ. 3(1)国家戦略特区の強化 第二Ⅰ. 5. 5-1. (3)ii)国家戦略特区の加速的推進 第187回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成26年9月29日) 第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-15(政策5-施策②))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 高畠 昌明 参事官 岸川 仁和			
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。					政策体系上の位置付け	地方創生の推進					
達成すべき目標	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。					目標設定の考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	41%	平成25年度	60%	27年度	60%	60%	60%					計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 新たに認定された基本計画の数(年度)	7		10		21		17		22	制度を活用した地方公共団体数を把握するため		
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度								
1 中心市街地活性化の(1)推進に必要な経費(平成19年度)	12 (6)	11 (5)	12 (3)	11	1	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集の作成等を行う。				0024		
施策の予算額・執行額	12 (6)	11 (5)	12 (3)	11	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「日本再興戦略」(H25.6.14) コンパクトシティの実現 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略(H26.12.27) 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-16(政策5-施策③))

施策名	構造改革特区計画の認定					担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 田中 誠也			
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。					政策体系上の位置付け	地方創生の推進					
達成すべき目標	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 規制緩和のうち全国展開された割合	72%	24年度	72%	27年度	—	—	72%	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化の推進を図る上では、規制緩和のうち全国展開された数の割合が重要であり、かつ、定量的なものであるため、測定指標としたものである。 ・地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数についても定量的な指標であるため測定指標とする。 ・規制緩和のうち全国展開された数の割合は、年度における評価・調査委員会の結果により左右されるが、特区として存続する方が望ましい場合もあるため、同程度の目標値を設定したものである。なお、評価・調査委員会を経ず、全国展開される規制の特例措置も存在する。
2 構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	24件	27年度	30件	22件	24件	—	—	—	—	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
構造改革特別区域計画の(1)認定等に必要経費(平成14年度)	26 (21)	25 (22)	25	25	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・広報用パンフ、成果事例集など印刷物を作製する。 					0025	
施策の予算額・執行額	26 (21)	25 (22)	25	25	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		—					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-17(政策4-施策④))

施策名	地域再生の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 須藤 明夫 参事官 岸川 仁和					
施策の概要	地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進							
達成すべき目標	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。				目標設定の考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
1 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	115件	平成27年度	95件	144件	115件						<ul style="list-style-type: none"> 地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 平成27年度目標値については、26年度実績値等を勘案して設定した。
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%	平成27年度	70%	70%	70%						<ul style="list-style-type: none"> 認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 目標値については、24年度から26年度実績に基づき設定した。
3 事業が完了した地方公共団体に対する調査で、「交付金の持つメリットを効果的に活用できた」と回答した割合	70%	平成23年度	80%	平成27年度	70%	80%	80%	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 施策(地域再生基盤強化交付金による支援)を活用して事業を完了させた地方公共団体へアンケート調査を行い、本施策の有効性を調査することとしているため、その調査結果を測定指標とした。 平成27年度目標値については、26年度実績値等を勘案して設定した。 <p>【参考(本交付金の持つメリット)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 類似施設の一体的整備 効果発現時期の不一致解消 地方の裁量による予算配分の実施 申請窓口の一本化
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年行政事業レビュー事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 地域再生計画の認定等に必要経費(平成17年度)	28 (20)	29 (21)	28 (24)	7,076	1.2	<ul style="list-style-type: none"> 施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 地方創生推進室WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。 	0026						
(2) 地域再生の推進のための施設整備に必要な経費(平成17年度)	59,402 (58,080)	60,475 (59,604)	59,484 (58,084)	43,068	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生基盤強化交付金を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査を実施。 各地方公共団体等での施策説明会の開催など本交付金の制度、メリットの周知を図る。 各地方公共団体の実施状況やその効果について適切にフォローアップを実施(現地調査)。 地方創生推進室WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。 	0027						
(3) 地域再生の推進のための利子補給金の支給に必要な経費(平成20年度)	170 (153)	223 (200)	250 (203)	268	2	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)	0028						
施策の予算額・執行額	59,600 (58,253)	60,727 (59,825)	59,762 (58,311)	50,412	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定) 第2章 3 (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化								

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-18(政策5-施策⑤))

施策名	総合特区の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官(総務・評価担当)森 宏之 参事官(財政・金融担当)佐藤 透				
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。				目標設定の考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
総合特区事後評価(単年度評価)の結果における全特区の平均値	-	-	3.8点	32年度	-	-	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	国際3.8点 地域3.8点	当初の事前分析表においては、総合特区事後評価(総合特別区域評価・調査検討会の有識者による評価)の結果に基づき、平成28年度までに国際及び地域の全ての特区で4.5点以上(6点満点中)に達することを目標としていたが、平成27年度に行った評価方法の見直し(※)により、3.8点以上(5点満点中)に達することを目標とする。 ※平成27年度における評価方法の見直し 平成26年度までの評価は項目ごとに評点を算出し、最後に有識者による加点、減点を行っていたが、有識者より加点、減点部分の比重が高すぎることが指摘された。この指摘を踏まえ、平成27年度においては、有識者による加点、減点の採点方式を廃止し、各項目の評点を単純平均することとした。これに伴い、A(4.5点以上)からE(1.5点未満)までの従来の表示も廃止した結果、これまで目標としていたA評価の設定根拠がなくなった。
参考指標	年度ごとの実績値				参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
1 総合特区の指定区域数	-	国際:7特区 地域:26特区	国際:7特区 地域:37特区	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区	測定指標で平均値を求める際に使用する指標であるため						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
総合特区計画に基づく支(1)援措置等に必要経費(平成23年度)	124 (51)	315 (191)	472 (309)	613	1	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。					0029	
総合特区の推進調整に必要(2)な経費(平成23年度)	14,980 (3,474)	12,860 (2,796)	9,405 (4,494)	5,000	1	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。					0030	
(3) 税制上の支援措置(平成23年度)	-	-	-	-	1	総合特区制度における税制支援措置として、特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、出資に係る所得控除(所得税の特例)等の活用を図ることで、目標達成を目指す。					-	
施策の予算額・執行額	15,104 (3,525)	13,175 (2,987)	9,877 (4,803)	5,613	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) 国際戦略総合特区制度を通じた国際競争力強化策の推進 総合特区制度、構造改革特区制度を通じた地域活性化施策の推進						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-19(政策5-施策⑥))

施策名	「環境未来都市」構想の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 高島 昌明					
施策の概要	厳選された戦略的都市・地域(「環境未来都市」)において、様々な取組を集中的に実施すること等を通じて、未来に向けた技術、社会経済システム、サービス、ビジネスモデル、まちづくりで世界に類のない成功事例を創出し、これを国内外に普及展開することにより、新たな経済的需要や雇用を創出する。また、人口減少社会、超高齢化社会、地球温暖化への対応といった世界共通の課題を解決するためには、社会経済システムのイノベーションが必要であることから、本構想では、その実践の場を作り出すことで、我が国の課題の解決力の強化を図るとともに、都市・地域の活性化、我が国全体の経済社会の発展の実現に貢献する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進							
達成すべき目標	選定した環境未来都市において、環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図ることで、需要拡大、雇用創出等を実現し、都市・地域の活性化及び我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現に貢献する。				目標設定の考え方・根拠	「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめ (「環境未来都市」構想有識者検討会により平成23年2月策定) 被災地域においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」		政策評価実施予定時期 平成29年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値								
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
1	各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地以外の5都市)	33%	24年度	90	28年度	30%	50%	70%	90%	-	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
2	各環境未来都市において策定した計画の最終目標年度の目標値に対する達成割合(被災地の6都市)	19%	24年度	90	28年度	20%	40%	65%	90%	-	-	-	選定された各都市において、策定している環境未来都市計画(平成24年度から5年間)について、最終計画年度の各都市、各取組の目標値に対する達成度の平均が90%に達することで、制度の最終目標に向け順調に環境未来都市が形成されていることとなる。11の環境未来都市のうち、6都市は東日本大震災の被災地域であるが、被災地域では、復興計画等と並行して復興に向けて実態に合うよう柔軟に修正しながら進めているため被災地以外とは分けて評価する。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度								
1	「環境未来都市」構想推進国際フォーラム参加人数	-	613	296	350	248	「環境未来都市」構想のコンセプト中間とりまとめに基づき、国際的な知のプラットフォーム形成に向け、毎年国際フォーラムを開催している。本国際フォーラムにおいては、各環境未来都市・環境モデル都市の取組を紹介するとともに、海外都市に精通した有識者から、海外の先進事例等を講演いただくことで、相互の取組の更なる深化につながることを期待している。本フォーラムへの参加が各都市での取組進捗に影響を与えるものと考え、本指標を選定した。						
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)				当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	環境未来都市の推進に必要な経費(平成23年度)	1,599(808)	705(655)	79(53)	77	1.2	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。					0031	
(2)	少子高齢化・環境対応等復興モデル事業の支援(平成25年度)	-	215(18) ※うち67を26年度に繰越し	- (66)	-	2	東日本大震災の被災地域において、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創出し、「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」として復興するため、環境、超高齢化対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。					-	
施策の予算額・執行額	1,599(808)	920(674)	79(119)	77	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		福田内閣総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日) 都市と暮らしの発展プラン(平成20年1月第3回地域活性化統合本部会合了承) 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-20(政策5-施策⑨))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 鹿野 正人				
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって、円滑な都市再生の推進を図るための経費である。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法理第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の13において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができる」とされているため。			政策評価実施予定時期	平成31年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 都市再生安全確保計画の作成エリア数(計画の作成を終える累積エリア数)	10エリア	26年度	18エリア	30年度	-	10	-	-	-	18	-	・都市再生緊急整備地域において、大規模ターミナル駅周辺など特に機能の集積が進み、大地震発生時のリスクが高く、かつ、地方公共団体等において、都市再生安全確保計画策定に向けた意向を示している等、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数に基づき、「国土強靱化アクションプラン2014」における目標年限を設けており、政策評価の目標値も同様に設定。
参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由						
	22年度		23年度		24年度	25年度		26年度				
1 本施策に基づく内閣府の補助事業の対象エリア数	—		—		10	6		3			測定指標1(計画の作成エリア数(累積))の実績見通しを測る上で、直接の達成手段(経費補助)を講じ作成に着手したエリア数が参考となるため。	
2 都市緊急整備協議会会議等を設置する累積エリア数	—		4		8	11		16			測定指標1(計画の作成エリア数(累積))の達成のため、官民の合意形成の場である計画策定主体の設置が必須であるため。	
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 都市再生安全確保計画の策定の促進に必要な経費(平成24年度)	150(63)	100(37)	91	45	1	都市再生安全確保計画の策定・実施による効率的・効果的な防災対策の推進を図るため、都市再生安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。					0009	
施策の予算額・執行額	150(63)	100(37)	91	45	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 都市再生基本方針の一部変更(平成24年8月10日 閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-21(政策5-施策⑧))

施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 村上敬亮				
施策の概要	地方の中堅・中小企業の生産性向上に必要なプロフェッショナル人材[経営(サポート)人材、専門人材]の都市圏から地方への還流を円滑にするための仕組みを構築する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	「プロフェッショナル人材」を都市部から地方へ還流させるため、「プロフェッショナル人材」の地方還流の支援策を展開することで、地方の中堅・中小企業の生産性向上を実現する。				目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(個別施策工程表)(1)-(I)-②		政策評価実施予定時期 平成28年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 プロフェッショナル人材事業戦略拠点等の相談件数	0件	26年度	5万件(累計)	31年度	-	0件	3千件	9千件	12千件	13千件	13千件	・人材の地方還流を推進するため、人材戦略拠点等の相談件数を測定指標とする。 ・平成27年度に各道府県に設置した「プロフェッショナル人材戦略拠点」の本格稼働は28年度以降としているため、軌道に乗るまでの間は緩やかな件数の積み上げを計画する。 ・なお、当該指標については、足元の相談実績、成約実績、地方への還流数等を踏まえつつ、必要に応じ、見直していくものとする。
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額(百万円)	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年行政事業レビュー事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) プロフェッショナル人材事業(26年度)	-	-	1,511 ※27年度へ 明許繰越	-	1	・各道府県ごとに「プロフェッショナル人材戦略拠点」(窓口機能)を設置。 ・プロフェッショナル人材の地方でのキャリア形成等にかかるシンポジウムや地域企業向けのセミナー等を実施。 ・本事業の概要、各地域の拠点情報、シンポジウム等のイベント情報等を効率的に収集できるポータルサイトを整備。					0033	
施策の予算額・執行額	-	-	同上	-	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-22(政策5-施策⑨))

施策名	地方創生推進に関する知的基盤の整備				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	企画官 早田 豪				
施策の概要	地方公共団体による「地域経済分析システム」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、全国の地方経済産業局及び地方運輸局に専門人材を配置するとともに、産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣する体制を構築する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	平成27年度中に各地方公共団体が地方版総合戦略を策定すること。				目標設定の考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値							
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 地方版総合戦略を策定した地方公共団体の割合	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、各地方公共団体は平成27年度中に地方版総合戦略を策定し実行するよう努めるものとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)(百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 地方版総合戦略策定支援	-	-	-	92	1	地方公共団体による「地域経済分析システム」の活用及び「地方版総合戦略」策定を支援するため、全国の地方経済産業局等に専門人材を配置するとともに、産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、各自治体のニーズに応じて有識者を派遣する体制を構築する。						0001
施策の予算額・執行額	-	-	-	92	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月)					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府27-23(政策5-施策⑩))

施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進				担当部局名	地方創生推進室	作成責任者名	参事官 村上 敬亮 参事官 溝口 洋 参事官 岸川 仁和				
施策の概要	①地域消費喚起・生活支援型 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)制度要綱に基づき、配分計画を策定する。 ②地方創生先行型 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱及び地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)交付要綱に基づき、交付金を交付する。 ③地方創生加速化交付金 地方創生加速化交付金制度要綱及び地方創生加速化交付金交付要綱に基づき、交付金を交付する。				政策体系上の位置付け	地方創生の推進						
達成すべき目標	①地域消費喚起・生活支援型 地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を支援することで、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞った対応をする。 ②地方創生先行型 地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援することで、地方創生を速やかに進める。 ③地方創生加速化交付金 具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に位置付けられた先駆性のある取組の円滑な実施を支援する。				目標設定の考え方・根拠	地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(平成26年12月27日閣議決定)		政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)の創設により、地域における消費が喚起された又は低所得者等の生活支援に効果があったと回答した地方公共団体の割合(※母数は、交付対象となった地方公共団体の総数)	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	本交付金の目的が、上記のとおり「地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞った対応をするため、地方公共団体が実施する地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策を支援」することであることに鑑み、本交付金によって、実際にどの程度の地方公共団体において消費が喚起されたのか把握する必要があるため。
2 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)の創設により、地方創生の取組を推進することができたと回答した地方公共団体の割合(※母数は、交付対象となった地方公共団体の総数)	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	本交付金の目的が、上記のとおり「地方創生を速やかに進めるため、地方公共団体による地方版総合戦略の円滑かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施を支援」することであることに鑑み、本交付金によって、実際にどの程度の地方公共団体において地方創生の取組が推進されたのか把握する必要があるため。
3 地方創生加速化交付金の交付対象となる事業に対して、事業の実施主体がKPIを設定した割合	-	-	100%	27年度	-	-	100%	-	-	-	-	本交付金の目的が、上記のとおり「具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に位置付けられた先駆性のある取組の円滑な実施を支援」することであることに鑑み、本交付金の対象事業に対して、実施主体がKPIを設定していることを把握する必要があるため。